

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和5年3月2日（木）

開 会 （午前9時30分）

【議 事】

議案第34号 「所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員 今回の条例改正は、水道料金と下水道料金のクレジット払いを導入するものであるが、いつごろから検討されたのか。

粕谷窓口サー 約10年前、平成25年、26年頃からクレジットカード払いの検討は
ビス課長 しており、費用面、手続面等がありまして、今年度になってからコロナ禍もあり、改めて局内で検討しました。

石本委員 過去の会議録を見ると、平成28年12月定例会の一般質問で当時の松崎議員が水道料金と下水道料金のクレジット払いを提案しているが、当時の部長はけんもほろろな答弁をしている。先ほどの答弁では、平成28年当時の松崎議員が質問したときには、既に検討をしていたことになるが、その当時と今では何が変わったのか。

粕谷窓口サー
ビス課長

その当時と大きな違いは、コロナ禍であるため、非接触型の納付方法が必要になったことです。

石本委員

しかし、3月13日からは、コロナは日常生活に戻していく方針であり、今、導入してもコロナ前と同様で、導入を否定していたときと変わらないと思われるが、その点についてはどのような検討をされたのか。

粕谷窓口サー
ビス課長

コロナは収束傾向にありますが、これまでの3年間で踏まえまして、先ほど申し上げた非接触型であることや、DX、デジタルトランスフォーメーションということで対面式でないことを求められていることもあり、もともと、市の指定金融機関以外での納付ができないかなどの要望が窓口に寄せられていたこともあり、これまでも決してやらないということではありませんでしたが、研究を重ねてきた結果、ここでクレジット払いができるようにするということです。

石本委員

大学であれば10年間の研究はかなりの成果が出てくるものだが、具体的にどのような研究をしてきたのか。

粕谷窓口サー
ビス課長

他市の先行事例を参考に、主にどのくらい伸びていくかなどを見守ってきたということですが。

小林委員

納付書払いや口座振替の割合はどうなっているか。

粕谷窓口サー

口座振替は72.9%、コンビニ払いは24.9%、窓口納付は2.2%

ビス課長

です。

小林委員

クレジット払いに係る市民からの要望はあったか。

粕谷窓口サー

お客様センターで問い合わせ等の対応をしており、毎月20件程度、異

ビス課長

動が多く、新しく使用を開始される時期には、多くの問合せをいただいています。

小林委員

滞納されている方もいると思うが、それは全体でどのくらいになるのか。

粕谷窓口サー

1か月の調定数でお答えしますと、令和4年2月の調定で89,027

ビス課長

件ある中で、督促を発送したものを未納とみなし、滞納者としてお答えしますと、4,890件です。

小林委員

上下水道は生きていく上で使わざるを得ないものだが、その中でかなり困窮されている方は捉えているか。

粕谷窓口サー
ビス課長

水道料金のお支払いに困窮されている方については、生活福祉課と連絡を取りながら、電話等での納付の計画を伺いながら納付していただくように対応しています。

小林委員

福祉につないでいただいた方は何人くらいいるのか。

粕谷窓口サー
ビス課長

福祉のあったかサポートセンターにつないだ件数は、令和3年度の1年間で9件でした。

石本委員

今回のクレジット払いを導入することによって、先ほどの口座振替やコンビニ払い、窓口払いの割合がどのように変化するのか。導入目的は利便性の向上だけではないと思われるが、シミュレーションされているのか。

粕谷窓口サー
ビス課長

どの方法が何ポイント減りそうかといったシミュレーションはしておりません。先進事例のさいたま市の例を参考に、金額、パーセントを算出しており、口座振替からクレジット払いに変更になれば手数料が増えることになり、逆にコンビニ払いの場合は、5,000円以下の料金ですと、むしろクレジット払いの方が安くなりますので、全体でどのくらいかかりそうかということは算出していますが、どこがどのくらい減りそうかといった計算はできておりません。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩(午前9時40分)

(説明員交代)

再開(午前9時44分)

議案第33号「所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制

定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第33号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第36号「所沢駅ふれあい通り線整備工事(その3)請負契約締結
についての一部変更について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第36号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩(午前9時47分)

(説明員交代)

再 開(午前9時48分)

議案第20号「所沢市脱炭素社会を実現するための条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

西沢委員

条例第6条の「市民の責務」の最後のところで「施策に協力しなければ
ならない」という表現になっており、同じような条例をつくっている他市
の事例で、例えば、神奈川県横浜市の脱炭素社会の形成の推進に関する条
例を見ると、「市民の責務」のところは努力規定になっている。おそらく
努力規定で表現されているところが多いのではないかと思われるが、あえ
てより強めの表現にした理由は何か。

齋藤マチごと

エコタウン推

進課主幹

責務規定は、条例の目的や基本理念の実現のために各主体が果たすべき
役割を宣言的に規定したものです。2050年までに脱炭素社会を実現す
るために市だけではなく、事業者、市民が主体的に取り組まなければなら
ないという、決意の表れとして、条例の根幹として規定しているところ
です。国の地球温暖化対策推進法においては、国民の義務や事業者の義務に
ついて、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと規定され
ていることもあり、今回、協力しなければならないと規定したものです。

西沢委員

努力規定の「努めなければならない」と「協力しなければならない」と
の具体的な違いはどのような面に出てくると考えているのか。

齋藤 マチごと 今後、脱炭素社会実現のための様々な市の施策を打っていく中で、きち
エコタウン推 んとやっていきたいという決意の表れというところです。
進課主幹

石本委員 議案資料ナンバー4の3ページで、パブリックコメントの意見提出者が
14人、意見数が40件であるが、主にどのような内容の意見が来たのか。

齋藤 マチごと 脱炭素社会全般に関するご意見が2件、基本理念と主体の責務について
エコタウン推 のご意見が12件、基本的施策、具体的施策に関するご意見が19件、条
進課主幹 例全体のイメージについてのご意見が1件、環境施策全般に関するご意見
が5件、パブリックコメントの手続きに関するご意見が1件ありました。
条例そのものに反対するご意見は、2件ありましたが、そのほかのご意
見では、条例の制定に反対するご意見はありませんでした。

石本委員 脱炭素というと、総論賛成、各論反対になりがちなテーマである。条例
第5条の「事業者の責務」にいう事業者の定義は、所沢市自治基本条例と
同様の扱いでよいか。

齋藤 マチごと 本条例で事業者としているものは、市内で事業活動を行う者で、個人事
エコタウン推 業主、法人、団体を指しており、法人格を有するかは問わず、広く事業活
進課主幹 動を行う者と規定しています。

石本委員

事業者の責務の決意の表れと言っていたが、例えば、商工会議所などの事業者からの意見聴取をする場は設けたのか。

齋藤マチごと

エコタウン推

進課主幹

今回、排出規制などの直接的な義務規定を設けるものではないので、条例を制定することについて、事業者からのご意見をいただいたことはありません。

市民参加を進めるための条例に従って、パブリックコメントだけではなく、知識経験者、民間団体の代表者、公募市民から成る環境審議会を通じてご意見をいただいたところです。その審議会の中には、商工会議所選出の方や、金融機関の方、その他民間企業の方もおり、その方々を通じてご意見をいただきました。また、補足ですが脱炭素施策に対するアンケート調査を468社に対し実施し、28社から回答があり、脱炭素に前向きな回答が多くあったところです。

石本委員

脱炭素はメリットを受ける事業者とデメリットが多いところと二つに分かれる。例えば、レジ袋有料化は脱炭素に寄与するが、レジ袋を造っている事業者からすると打撃となる。デメリットを受けるのはこういった業種であるか、市は考えているのか、先ほどの28社にはあったのか。

齋藤マチごと

今回のアンケートは匿名で実施しているため、その点については分かり

エコタウン推

ません。

進課主幹

石本委員

議案資料の市民参加の実施の有無とその内容にマチごとゼロカーボン市民会議のことが全く記載されていないが、条例案にマチごとゼロカーボン市民会議はどのように反映されているのか。

齋藤 マチごと

市民会議は全5回で行いました。脱炭素に対する市の施策や自身の行動

エコタウン推

変容であったり、ライフスタイルの見直し、市の将来像について話し合っ

進課主幹

ていただきました。話し合っていた内容を条例第8条以降の具体的な施策にそのご意見が盛り込まれているところです。

石本委員

条例第3条に脱炭素の理念が記載されているが、分かりやすく脱炭素に効果があるものとして、原発再稼働ということも一般に言われているところで、その点についてはどのように考えているのか。

齋藤 マチごと

市の脱炭素施策に関しまして、施策を行ったり、行動変容が行われたり

エコタウン推

することで、市の中でどれだけ二酸化炭素の排出を削減できるかという

進課主幹

ところに主眼を置いた条例です。二酸化炭素の排出量を減らす中では、国のエネルギー施策も関連してくるところですが、この条例ではそこに踏み込んでいるものではありません。

石本委員

ところざわ未来電力に関する質問では、市場から購入する電力が4分の3あり、原発で発電されたものが混ざっているといった話もされているが、そうするとこの条例とは切り離して考えるということによいか。

齋藤マチごと

ところざわ未来電力の話では、再生可能エネルギー比率を高めていく努

エコタウン推

力をしていくということを考えていますので、切り離す、離さないという

進課主幹

ことでないと考えています。

小林委員

条例第6条については西沢委員からも質疑が出たが、これは理念条例であるかと思うが、施策に協力しなければならないという長野県脱炭素社会づくり条例もあったかと思うが、そこでも、努めなければならないという努力規定である。なぜ市民にそういうふうにしていくのか。脱炭素社会ということは、環境クリーン部で頑張っていると感じているが、市民に対して、例えば、公共交通は使いやすいようにするとか、車社会じゃなくなるようにするとか、価格が高いのでガソリン車から電気自動車にすることは簡単にできないということがたくさんある。そうした中で市の責務はどのように考えているのか。

齋藤マチごと

条例第5条で「市の責務」を規定していますが、このほかにも具体的に

エコタウン推

第7条以降に市がしなければならないことを規定しています。その中で交

進課主幹	通施策であったり、省エネの転換であったり、事業者の支援であったり、市は覚悟を持って行っていくというところです。
小林委員	条例第7条第2号にある森林等の保全及び活用に関する施策を推進するとは、具体的にどのように進めていくのか。
齋藤マチごと エコタウン推進課主幹	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づいて、森林の保全、樹林地の保全を行っておりますので、みどりの保全と脱炭素条例が一体となつて、今後行っていくということです。
西沢委員	条例第12条、移動手段に係るエネルギーの使用の合理化で、第1項は市の施策について規定しているが、第2項の自家用の自動車等を使用して移動しようとする者というのは、誰を指しているのか。
齋藤マチごと エコタウン推進課主幹	市民に限るということではなく、所沢市内で自動車を運転しようとする方に関しては、なるべくエコカーを使ってくださいというような規定です。
石本委員	この条例は今後、予算などに影響を与えると思われる。決意とはいえ、市民や事業者に責務を課すものなので、エアコンの設定温度やエレベーターの稼働台数を減らすなど、市役所として目に見える取組をしていくのか

と思われる。そのことについて、庁内の関係部署でどのような議論があったのか。

齋藤 マチごと 徹底的な省エネは、全庁的な取組として、マチごとエコタウン推進会議
エコタウン推 設けて、庁内全体で徹底的に行っていくと考えています。
進課主幹

【質疑終結】

【意見】

石本委員 議案第20号「所沢市脱炭素社会を実現するための条例制定について」、ところざわ市民会議を代表して意見を申し上げます。

脱炭素の流れは世界的な大きな政治課題であり、今回の条例の提案も一自治体レベルではありますが、脱炭素を取り組んでいくことを条例化という形でさらにワンステップそれに寄与することと意気込みを表明したことは高く評価いたします。

今回の条例案の第5条では「事業者の責務」が、第6条では「市民の責務」が責務規定になっています。責務規定にしたが、実が伴わなければ意味がありません。残念ながら脱炭素というテーマは目に見えるものでないだけに、総論賛成、各論になると反対もしくは渋るというケースも他の自治体の担当の職員から複数耳にしました。

また、第12条と第13条では移動手段に係るエネルギーの使用の合理化が条文化しています。こうした政策に資する補助金のメニューの更なる

拡大も必要と考えます。

脱炭素を具現化するための方策とそれを実行せしめる予算を新年度以降期待します。

最後に、先にも述べましたが「事業者の責務」と「市民の責務」を課す内容から、この条例の施行日の令和5年4月1日以降も周知に努めていくべきと述べて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時8分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時11分）

閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時13分）